

(別表第1) 執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整(約款第2条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
市長は、受注者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。	総括監督員は、主任監督員から報告を受けた場合において工期及び請負代金額を変更し、又は工事を打切る必要等が生じる場合には、市長に報告しなければならない。	主任監督員は担当監督員から報告を受けた時は、第三者の施工する工事と両方の工程、その他、必要な事項を調整し総括監督員に報告しなければならない。	担当監督員は当該工事が、市長が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。	受注者は、市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。	「必要があるとき」とは、受注者又は発注者から工事を請負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一概ではないが、単純に言えば、受注者及び他の工事を施工する第三者(この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないこととなる。)の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整ということができよう。また一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれるものと解する。受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解される。

第13条 権利義務の譲渡等(約款第5条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
請負契約により生ずる義務はもとより権利についても				第1項 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務	発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者

<p>原則として第三者に対し譲渡することを承諾しないこと。</p>				<p>を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第2項 受注者は、工事目的物、工事材料・(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第25条第2項の検査に合格したものと及び第49条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第3項 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾)申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。工事材料については、質権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。</p>
-----------------------------------	--	--	--	---	--

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止(約款第6条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				受注者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	受注者が元請負人として施工計画を総合的に企画し、工事全体の適確な施工を確保するため工程管理、下請負人の施工間の調整、監督等を行なう等、下請負させた部分の施工につき実質的に関与する場合は「一括」には該当しない。

第15条 下請負人の通知(約款第7条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	総括監督員は、受注者に対して下請負人に関する通知の請求をし、市長に報告しなければ	主任監督員は、担当監督員から報告を受けた時は、速やかに事実関係を調査し元請負人と	担当監督員は、指示事項が下請負人に徹底しない等、監督行為が円滑に行われず工事の全	第1項 受注者は、下請負契約を締結したときは、直ちに下請負人一覧表(第8号様式)	

	ならない。	しての監督が徹底するよう受注者に指示するものとする。なお、指示が徹底しない場合には総括監督員に報告しなければならない。	部又は大部分を一括して委任又は、下請負に付しているうたがいがあるときは、主任監督員に報告しなければならない。	を提出しなければならない。 第2項 受注者は、1件の下請負代金額が200万円以上のときは、下請負人通知書(第9号様式)及び下請負人主任技術者等通知書(第10号様式)を、前項の下請負人一覧表と同時に提出しなければならない。	
--	-------	---	--	---	--

第16条 特許権等の使用(約款第8条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
市長が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	総括監督員は、主任監督員の報告が妥当である場合には、市長に報告しなければならない。	主任監督員は、担当監督員から「受注者が、その存在を知らなかった」との報告を受けた時は、立証方法を検討し、受注者の知悉を立証できないときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。	担当監督員は、その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知っていたことを、立証できないときは主任監督員に報告しなければならない。	受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。	第16条に規定されているように、受注者は原則として、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段を定めることができるのであるから、その選択の結果必要となった特許権等の使用料等を負担するのは当然といえよう。ただ例外的に受注者に選択権がない場合、すなわち発注者が施工方法も指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として発注者が、使用に関して要した費用を負担すべきものとされる。これは原因者に負担を帰したものである。ただし、この場合であっても、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときは、受注者が負担すべきものとされる。これは原因者(工法等の選択者)負担主義を、公平の観点から修正したものと見えよう。したがって、「受注者がその存在を知らなかったとき」とは受注者が不知を立証したときにはじめて発注者に負担義務が

					発生すると解すべきでなく、むしろ発注者が受注者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解するのが妥当であろう。
--	--	--	--	--	---

第 18 条 自主施工の原則（約款第 1 条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第 1 項 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。</p> <p>約款第 3 項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p>	<p>約款第 3 項は、施工方法については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合には、発注者は、第 32 条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。一方、受注者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に受注者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負金額の変更等の対象とはならない。また、受注者が他の施工方法等を選択すれば工事を工期内に完成すること</p>

					<p>ができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために工期内に完成できない場合には、受注者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、受注者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識・経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任は負わず、また、受注者との関係では、受注者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>
--	--	--	--	--	---

第 19 条 建設工事の着手（約款 なし）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		主任監督員は、担当監督員から報告を受けた時は、速やかに着手するよう受注者に指示しなければならない。	担当監督員は、受注者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。	受注者は、請負契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。	速やかな着手とは契約後 30 日とする。

第 20 条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書（約款第 3 条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>工期が 1 ヶ月を超える工事の進捗状況の把握は、工事工程月報により行うが、少額工事であって、市長が特に工事工程月報による必要がないと認めるものについては、受注者に対しその提出を省略させることができるものとする。</p>	<p>総括監督員は、工程表を決裁する。</p>	<p>主任監督員は、工程表について報告を受けた時は、審査し総括監督員に報告するものとする。 工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。</p>	<p>担当監督員は、受注者より工程表が提出された時は、速やかに審査し、意見を付し主任監督員に報告するものとする。 担当監督員は、主任監督員の指示により受注者に改善策を講じさせなければならない。主任監督員は、工程表について報告を受けた時は、審査し総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第 1 項 受注者は、請負契約締結後 10 日以内に、設計図書に基づいて工程表(第 11 号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし 1 件の請負代金額が 500 万円未満の建設工事については省略することができる。 第 2 項 受注者は、工期が 1 月を超える工事については、毎月 10 日まで</p>	

			る。 工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。	に工事工程月報(第12号様式)に前月末における工事の進捗状況を記載し、市長に提出しなければならない。 第3項 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。
--	--	--	---	---

第21条 監督員(約款第9条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考	
	総括監督員	主任監督員	担当監督員			
<p>第1項 市長は、監督員を定めたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。監督員の氏名等の通知は書面により行うが、請負代金額500万円未満であって市長が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これにかえることができるものとする。</p>	<p>第2項 監督員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。</p> <p>請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査(確認を含む。第25条第2項及び第3項において同じ。)</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>	<p>主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものは指示し、その他のものは、市長に報告するものとする。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものは指示し、その他については総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第2項、号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくものについては受注者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>第5項 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって受注者が市長に対して行うものについては、第24条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。</p>	<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調合、立会いを行わせることが通例である。このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不適当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが一方、監督員の監督行為は、必要最小限にとどめ、受注者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p>

					<p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p> <p>(1)本条第2項に掲げるもの (2)他の条項に掲げるもの</p> <p>第24条(約款第12条) 工事関係者に関する措置請求 第25条(約款第13条) 工事材料の品質及び検査等 第26条(約款第14条) 監督員の立会い、見本等の整備等 第27条(約款第15条) 支給材料及び貸与品 第30条(約款第17条) 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等 第31条(約款第18条) 条件変更等 第37条(約款第26条)</p> <p>臨機の措置等である。</p> <p>(3)約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認め、監督員に委任したものの</p>
--	--	--	--	--	--

第22条 主任技術者、現場代理人等(約款第10条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>総括監督員は、主任技術者、現場代理人等の通知を決定する。</p>	<p>担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>受注者から、主任技術者、現場代理人等の通知を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書(第13号様式)により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)主任技術者(法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)専任の主任技術者(法第26条第3項の規定により専任のものでなけ</p>	<p>「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさ</p>

				<p>ればならない主任技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)専任の監理技術者(法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>第2項 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書(第13号様式)により市長に通知しなければならない。</p> <p>これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)現場代理人 (2)専門技術者(法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)</p> <p>第3項 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第24条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>第4項 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使用することのできるべきとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。</p> <p>第5項 現場代理</p>	<p>どる者として、法第26条第1項又は2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。</p> <p>このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額(下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(建築工事である場合においては4,500万円)以上になる場合において、元請負者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる法第15条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>「専門技術者」とは、受注者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれらに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。(法第26条の2)</p> <p>「常駐」とは、該当工事のみを担当しているのではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	<p>に関し、受注者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものと下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p>
--	--	--	--	---	---

第 23 条 履行報告（約款第 11 条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>第 1 項 受注者は、工事記録簿(第 14 号様式)に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。ただし 1 件の請負代金額が 500 万円未満の建設工事については省略することができる。</p> <p>第 2 項 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。</p>	<p>本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事目的物を完成するために必要な手順、施工方法等を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。一般的には、受注者は、準備工事を開始する前に施工計画書を発注者に提出することとなっている。1 件の請負金額が 500 万円未満の建設工事については、「少額工事事務取扱要綱」によることができる。</p>

第24条 工事関係者に関する措置請求（約款第12条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第2項 市長又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不相当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって受注者に必要な措置をとるよう求めるものとする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不相当である工事関係者がいる場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならない。単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象にはならない。たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替をも含むものである。また、監督員は第21条第2項第1号に基づいて請負者又は現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第3項は、このような指示を行っても十分な効果が見られなかった場合などの技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対し必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

第25条 工事材料の品質及び検査等（約款第13条）

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等以上の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、受注者から前項の検査を要求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>			<p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格した</p>	

		<p>1.主任監督員又は、担当監督員は使用承諾し、検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2.工事材料検査を行ったときには、受注者に材料検査簿に記入させ検印しなければならない。</p>	<p>ものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第5項 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けず、工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿(第14号様式)にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。</p> <p>ただし1件の請負代金額が500万円未満の建設工事については省略することができる。</p>	
--	--	--	---	--

第26条 監督員の立会い、見本等の整備等(約款第14条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しな</p>	<p>建設工事の施工に当たっては、工事材料の品質が工事的目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体の工事の施工の良否もまた工事的目的物の良否を決める重要な要素である。したがって、工事材料の検査と同時に、具体の工事の施工に当たっても、受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会い等を行って適正な施工の確保に努めるのが</p>
		<p>担当監督員から立会いできないとの報告を受けたときは、自ら立会わなければならない。立会いが困難な場合には受注者に対</p>	<p>受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。また、立会いできない場合に</p>		

		し資料を提出させ確認するものとする。	は主任監督員に報告しなければならない。	ればならない。 第3項 受注者は、前2項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本、工事の写真その他の記録(以下「見本等」という。)を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。 第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。	一般的な方法である。また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会い等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会いや工事記録の整備が重要性を持つことになる。
--	--	--------------------	---------------------	---	--

第27条 支給材料及び貸与品(約款第15条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 市長が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 市長は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められた場合においては、支給材</p>		<p>第2項 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。</p> <p>主任監督員は担当監督員より報告を受けたときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等受注者立会いの上検査して引渡すものとする。引渡しが完了したときには、受注者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要がある場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。</p> <p>第4項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であった隠れたかし</p>	

<p>料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。</p> <p>第7項 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>				<p>があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p> <p>第8項 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 受注者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。</p> <p>第10項 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11項 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。</p>	
---	--	--	--	---	--

第28条 工期等の変更及び費用の負担(約款第23条、第24条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、市長は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。た</p>					

<p>だし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定による協議の開始の日(以下「変更協議開始日」という。)については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。</p> <p>第4項 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。</p>					
---	--	--	--	--	--

第30条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(約款第17条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 第28条の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。</p>	<p>監督員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。</p> <p>第4項 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p>			<p>第1項 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該指示に従わなければならない。</p> <p>第5項 前2項において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
	<p>主任監督員より報告を受けたときは、受注者に修補を命令しなければならない。また、修補の取扱は富士宮市建設工事検査規程における「修補取扱基準」に準ずる。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>修補が完了したときは、主任監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項の規定により違反したことが明らかな場合と判断されたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>第4項の規定により設計図書に適合しないと認められるときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>修補が完了したときは、受注者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第31条 条件変更等(約款第18条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		

<p>第3項 市長は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には受注者と協議して行う。</p> <p>第5項 第28条の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。</p> <p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員より第1項の調査結果について報告を受けたときは、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは受注者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>第1項の報告の結果、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第32条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務取扱要領」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p>	
---	--	---	--	---	--

第32条 設計図書の変更(約款第19条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 市長は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第28条の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		<p>「設計図書の変更」公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態を生ずることもある。その</p>

					<p>場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」が否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を受注者に示す必要がないし、受注者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>
--	--	--	--	--	--

第 33 条 工事の中止(約款第 20 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第 1 項 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものに</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第 1 項においては、受注者の責めに帰すことができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を 2 つに分けて規定している。すなわち、第 1 が「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できない</p>

<p>より工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設工事を施工できないと認められるときは、市長は、直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>第2項 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、受注者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>第3項 第28条の規定は、市長が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。</p>					<p>と認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」である。第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(第29条)施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(第30条)施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれると解する。第2の場合にも、単に暴風等の受注者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。</p>
--	--	--	--	--	---

第34条 請負者による工期の延長の請求(約款第21条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 第28条第2項及び第3項の	工期延長請求書を審査し、市長に進	担当監督員より報告を受けた工期延	受注者から工期延長請求書の提出を	第1項 受注者は、天候の不良、第9	「工事遅延事由の一般論」

<p>規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。</p>	<p>達しなければならない。</p>	<p>長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該請負者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>条の規定による関連工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。第2項前項の規定による請求は、工期延長請求書(第16号様式)に変更工程表(第17号様式)を添えて行わなければならない。</p>	<p>受注者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが、種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。</p> <p>ア) 受注者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合</p> <p>イ) 条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不相当となる場合</p> <p>ウ) 天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等受注者の責に帰すことができない事由により工事が遅れる場合</p> <p>以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定(執行規則第54条)の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更(いわゆる無償延期)を認める趣旨の規定である。</p>
--	--------------------	--	---	--	---

第35条 市長による工期の短縮の請求等(約款第22条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第1項 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工	監督員は、道路の供用開始等、当初予定した時期を繰り上げて行う必要がある場合には、短縮する日数及び短縮するために必要とする増加費用を算出して市長に報告するものとする。				工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであ

<p>期の短縮を受注者に請求することができる。</p> <p>第2項 市長は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>第3項 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、市長は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない</p> <p>第4項 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項とあるのは「前項」と読み替える。</p>					<p>るが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様にして、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生ずる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提として定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増高等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要性があると判断すれば、受注者も経済的不利益がない限り、これに応じることに問題は</p>
--	--	--	--	--	---

					ないはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。
--	--	--	--	--	---------------------------------

第 37 条 臨機の措置(約款第 26 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第 3 項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>			<p>第 1 項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第 2 項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>第 4 項 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、市が負担する。</p>	<p>「受注者の措置義務」 第 1 項は、災害防止等のための臨機の措置をとるべき義務を有するのは受注者であるとともに、後段において受注者が「必要があると認められるとき」は、監督員の意見をあらかじめきかなければならないことを規定している。この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止をも含むものと解される。受注者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、受注者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、受注者に委ねられている。しかし、この監督員の意見を聞くかどうかは第 4 項の費用負担とも関連するものであって少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないよういけば受注者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、受注者の責任の範囲を超えるものあるいは受注者がとるべき臨機の措置につき判</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置について判断可能なものは指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第 1 項について受注者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合について意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者の意見を聞く余裕がなく請負者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気付かないとき、又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

					<p>断し得ないようなものは、監督員の意見を聴くべきであろう。もちろん、監督員の意見を聴くほど余裕のないほど切迫したもの等緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聴くことなく臨機の措置をとることができる」とされている。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第4項は、受注者が臨機の措置をとった場合において、受注者がそれに気付かないとき又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらないときに、監督員が特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この措置請求は、受注者に対する指示と解され、受注者は、その措置請求が明らかに誤りである等従わないことについて正当な理由がある場合を除いて、これに従わなければならない。</p>
--	--	--	--	--	---

第 38 条 一般的損害(約款第 27 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、市長に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものが審査し、総括監督	工事目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあってそのため工事目的物について損害を生じた	この規則の他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工	本条において工事目的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事目的物に関して生じた損害については、引渡し後は請負者の負担とし、これを明らかに

		<p>員に報告しなければならない。</p>	<p>場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補される部分(以下「保険てん補部分」という。))を除く。次条において同じ。)のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市がその費用を負担する。</p>	<p>するためである。このため、受注者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に受注者の負担に属する損害は、工事目的物の引渡し後においても受注者が負担しなければならない。</p> <p>発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施行したために発生した労務者の被害又は工事目的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事目的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったために生じた労務者の被害や工事目的物の崩壊などが含まれよう。</p> <p>なお、損害が発注者及び受注者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後受注者が善良な管理者の注意を怠りいたずらに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び受注者の双方がそれぞれ受当な部分を分担すべきである。</p> <p>このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由(受注者の帰責事由を含む。)があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と受注者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法につい</p>
--	--	-----------------------	--	--	---

					ては本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。
--	--	--	--	--	-----------------------------------

第 39 条 第三者に及ぼした損害(約款第 28 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害を及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行われなければならない。</p>			<p>第 1 項 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市長の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。</p>	<p>第 1 項 通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第 1 項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>第 2 項 第 1 項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合において避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的なでない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害を及ぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

					<p>価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴い通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、受注者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>
--	--	--	--	--	---

第40条 不可抗力による損害(約款第29条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認しその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第3項 市長は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しく</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事後の方針について意見を市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、</p> <p>天災その他不可抗力の災害が確認する。</p> <p>受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づくものでないか確認する。</p> <p>火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から天災その他不可抗力により損害を生じた旨の報告を受けたときは、被災写真、出来形写真、工事記録簿、材料検査簿、出来形管理図等を提出させ平面図、横断面図等に出来高、手戻り等を記入するとともに、異常気象資料等を整備し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等(設計図書で基準を定めたるもの)にあっては、当該基準を超えるものに限る。)で当事者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。</p> <p>第4項 不可抗力</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。通知をすべき損害の対象は、次のものがある。</p> <p>ア)工事目的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上っている工事目的物の部分であって、土地に定着し又は工作物に符合しているもの</p>

<p>は建設機械器具に係る損害の額（請負者が善良な管理の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。</p>				<p>によって生じた損害のうち、工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p> <p>第5項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。</p>	<p>をいう。部分払のための確認(第49条第2項)を受けているかを問わないのは、第3項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事目的物以外の工作物であって、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがって、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、受注者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮栈橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い、仮設足場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第13条第2項において定義されているように、工場製品を含む概念である。「工事現場に搬入済み」の工事材料についてののみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地工安全な場所を選定しうるし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置(第37条)その他発注者においてもその回避のための努力が期待しうるからである。</p> <p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具 工事現場に搬入された建設機械器具</p>
---	--	--	--	--	--

					<p>であり、受注者が所有しているか、借用しているか問わない。</p> <p>第3項 発注者が負担する仮設物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられているものである。</p> <p>また、工事材料についても、第25条第1項により設計図書に品質の限定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は受注者に委ねられている（「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。）したがって、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、事故のリスクの上にこれらを選定しているから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。</p> <p>また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことよって損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。工事目的物、仮設物、工事材料</p>
--	--	--	--	--	--

				又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査(第25条第2項)、監督員の立会(第26条第1項及び第2項)、部分払いのための確認(第49条第3項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。
--	--	--	--	---

第43条 検査及び引き渡し(約款第31条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会の上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第30条第5項の規定は、前項後段の規定による検査に準用する。</p> <p>第4項 市長が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>	主任監督員から報告を受けたときには、完成届出書を市長に達達しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときには、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。	<p>受注者から完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>現場に例えば、測点、寸法等のマーキングを行わせ、現場代理人立会いの上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会いを求める。</p>	<p>第1項 受注者は、工事が完成したときは、完成届出書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「工事が完成したときは、完成届出書(第18号様式)」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書(第19号様式)」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

第45条 部分使用(約款第33条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第1項 市長は、第43条第4項の規定	主任監督員から報告を受けたとき	工事目的物の部分使用をする必要が			第1項は、単に「第43条第4項の規定

<p>により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 市長が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、市は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>は、審査し、市長に報告しなければならない。</p>	<p>あるときは、受注者に対する同意願いに意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。</p>			<p>による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。このことは、部分引渡しが工事の部分的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないように注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくなる。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合は、引き渡された部分の所有権は完全に移転し、受注者に管理責任は全くない。したがって、受注者は、引き渡された部分について生じた損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>
--	------------------------------	--	--	--	--

第49条 部分払(約款第37条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第3項 市長は、前項の規定による確認の請求を受けた	総括監督員は、出来形歩合調書により出来形を審査	主任監督員は担当監督員から出来形歩合調書が提出さ	担当監督員は、部分払いの請求をさせるときは、出来	第1項 受注者は、工事の完成前に、出来形部分又は製	「第46条第3項」前項の前払金の額は、請負代金額の

<p>日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第 4 項 第 30 条第 5 項及び第 43 条第 2 項後段の規定は、前項の検査に準用する。富士宮市建設工事検査規程により出来形を確認するものとする。</p> <p>第 5 項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第 3 項の通知を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。</p>	<p>し、部分払い検査を受けなければならない。</p>	<p>れた場合には、出来形を審査し総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>形歩合調書に基づき作成させるものとし、これに基づき遅滞なく工事の出来形を調査し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の 10 分の 9 以内の額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、特に必要があると認められた工事の場合を除き、出来形が現になされた前払い金の請負代金額に対する割合に 10 分の 1 を加えた率以上に達したときに限る。</p> <p>第 2 項 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ、出来形確認請求書(第 20 号様式)を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第 6 項 受注者は、検査に合格した旨の第 3 項の規定による通知を受けたときは、部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第 7 項 部分払金の金額は、次の式により算出する。 部分払金の額 出来高金額 × ((9/10) - (前払金額 / 請負金額))</p> <p>第 8 項 第 1 項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。</p> <p>(1) 請負代金額 100 万円以上 2,000 万</p>	<p>10 分の 4 以内とする。</p> <p>第 1 項部分払の対象となるものは、工事の出来形部分 製造工場等にある特殊な工場製品である。</p> <p>については、検査員又は監督員の検査に合格したものである。</p>
--	-----------------------------	---	---	---	--

				円未満 2 回 (2) 請負代金額 2,000 万円以上 5,000 万円未満 3 回 (3) 請負代金額 5,000 万円以上 4 回 第 9 項 第 6 項の 規定により、部分 払金の支払があっ た後、再度部分払 の請求をする場合 においては、第 1 項 中「請負代金相当 額」とあるのは「請 負代金相当額から 既に部分払の対象 となった請負代金 相当額を控除した 額」とする。	
--	--	--	--	---	--

第 50 条 部分引渡し(約款第 38 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第 1 項 第 43 条及 び第 44 条の規定 は、市長が設計図 書において工事の 完成に先立って工 事目的物の一部の 引渡しを受けるべ きことを指定した 部分又は工事目的 物の一部が完成し た場合には当該部 分を引き渡すこと について当事者の 合意が成立した部 分(以下「一部引渡 指定部分」とい う。)がある場合に おいて当該一部引 渡指定部分が完成 した場合に準用す る。この場合にお いて、第 43 条中「建 設工事」とあるの は「一部引渡指定 部分に係る工事」 と、「工事目的物」 とあるのは「一部 引渡指定部分に係 る工事目的物」と、 第 44 条中「請負代 金」とあるのは「部 分引渡しに係る請 負代金」と読み替 える。</p> <p>第 2 項 前項の規 定により準用され る第 44 条第 1 項の 規定により請求す ることができる部 分引渡しに係る請 負代金の額は、次</p>	<p>設計図書において指定した部分(指定部分)がある場合、及び工 事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の 一部が完成し、その引渡しについて合意が成立した場合には、 出来形設計書を作成し第 43 条を準用して既成部分検査を受け なければならない。</p>				<p>部分引渡しは、発 注者にとっては、 工事全体の完成前 において必要な部 分を使用し得る利 点があり、受注者 にとっても当該部 分の請負代金を工 事全体の完成前に 受け取ることがで きるとともに、そ の保管責任を免れ るという利点をも つものであり、広 く行われていると ころである。</p> <p>部分引渡しの対象 となるものは、発 注者が「設計図書 において指定した 部分(指定部分)」 とされているが、 これを設計図書で 定めることとした のは、部分引渡し が、検査及び請負 代金の支払等につ いて工事の全体の 完成時における引 渡しと同様の取扱 いを受けるため、 どの部分が、その 対象として考えら れているかを明確 にしておく必要が あるのである。こ の場合、発注者が 部分引渡しを受け るべきものとして 指定し得る部分は 「引渡し」の対象</p>

<p>の式により算出する。</p>					<p>となり得ること、すなわち、明確に保管責任の移転ができる特定し得る部分であることが必要である。これは、本約款が所有権の帰属について特別の定めをしていないので、判例、通説により、通常は本条の部分引渡しにより所有権が受注者から発注者に移転することになると考えられることから当然である。</p>
-------------------	--	--	--	--	--

第 55 条 市長の解除権(約款第 43 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 市長は、受注者が当該請負契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により、工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 相当の期間を定めて第 22 条第 1 項各号に掲げる者の設置を催告したにもかかわらずその期間内に第 22 条第 1 項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</p>	<p>総括監督員は、主任監督員からの報告を受けたときは、事実を確認し必要があると認められるときは、市長に報告しなければならない。</p>	<p>主任監督員は、担当監督員よりの報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員は、工期内に工事を完成する見込がないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第 3 項 第 1 項の規定により請負契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第 1 項について、「受注者の責に帰すべき理由」とは、受注者の故意、過失又はこれと同視すべき理由をさし、これが存しないことの举证責任は受注者側にあるとされている。</p> <p>受注者の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成しないときは、それだけをもって履行遅延となるのに本号が「相当の期間内」という要件を付加したことは、解除の要件を加重したのもといえるが、反面本号に基づく解除権の行使は催告を要しないとされており、また履行期の到来以前でも本号に該当することが客観的に明白となれば解除をなし得る点において、本号は解除の要件を緩和したものといえることができる。</p> <p>「契約に違反し」とは、本約款において受注者に課している義務に違反したときであるが、その違反が契約の目的を達することができないほど重要なときのみ解</p>

<p>(5)第 57 条第 1 項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。 第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書(第 21 号様式)により受注者に通知するものとする。 第 4 項 市長は、前 2 項の場合において、第 12 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって第 3 項の違約金及び前項の賠償金に充当することができる。</p>					<p>除することができる約定解除権である。 「第 57 条第 1 項の規定」とは、受注者の解除権を留保した規定であるが、この規定に基づかない受注者の解除の申し出を解除の理由とするものであり、これは合意解除又は解除契約と呼ばれるもので、前 3 号の場合と性格を異にするものである。</p>
--	--	--	--	--	---

第 57 条 受注者の解除権(約款第 45 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>総括監督員は、主任監督員から報告を受けたときは内容を審査し市長に報告しなければならない。</p>	<p>主任監督員は、担当監督員から報告を受けたときは意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員は、受注者から契約解除の申し出を受けたときはただちに主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第 1 項 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。 (1)第 32 条第 1 項の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。</p>	<p>「第 31 条第 5 項の規定」は、受注者は、条件変更の確認についての合意が成立しないとき、条件変更に伴う工事内容の変更又は設計図書の訂正が行なわれないうとき、工事の変更、中止等に伴う工期又は請負代金額の変更が成立しないときは、10 日以前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができるとする規定である。このような場合において、工事現場の状態等が当初の予想と著しく異なり、契約関係の継続を強いることが受注者に重大な損害を及ぼすものときは、いたずらに中止を継続することは無意味かつ不経済であるので契約の解除権を認めたものである。 「第 32 条第 1 項の規定」又は「第 33 条の規定」は、発注</p>

				者の意志による工事内容の変更又は、工事の中止であり、この場合には、必要があれば工期又は請負代金額を変更しなければならないこととされており、またこれによって生じた費用又は損害も発注者が負担することになっているから、受注者が損害を受けることはないように考えられる。しかし、この変更が著しいときは、契約自体が同一性を失ったとみるのが妥当であり、このような場合には、受注者に解除権を認めるのが信義則に合致するところである。
--	--	--	--	---

第 58 条 解除に伴う措置(約款第 46 条)

契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第 1 項 第 43 条第 2 項から第 4 項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第 2 項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第 4 項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p> <p>第 2 項 市長は、前項の規定によって準用される第 43 条第 2 項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第 43 条第 2 項前段の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p>				<p>第 4 項 第 2 項の場合において、第 46 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第 49 条の規程による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第 2 項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第 5 項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 3.4 パーセントの割合で計算した額の利息を付さなければならない。ただし、前 2 条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>「解除の効果」 契約が解除された場合の一般的な効果については、民法第 545 条に規定がなされており、契約当事者は、現状回復義務及び相手方に与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事にあたっては、契約の解除に伴う現状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、現状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効果がないとされているとこ</p>

<p>ない。</p> <p>第3項 第49条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第43条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第43条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>				<p>第6項 受注者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第2項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8項 第29条第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が受注者の</p>	<p>るである。</p> <p>本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効果を認めないことを契約上明確にして解決を図ったものである。</p> <p>「出来形部分」</p> <p>出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない、発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的喪失を考えれば、現状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値あるもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>「支給材料」</p> <p>支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるものではなく、場所を分けて考える必要がある。使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がな</p>
---	--	--	--	--	---

				<p>責めに帰すべき事由による場合は市長が定め、請負契約の解除が受注者の責めに帰すべき事実によらないときは受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第29条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>いことはもちろんである。しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか、支給材料について損害賠償をすべきことになる。ただし、返還が可能な場合は、修復して返還しても構わない。未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>「貸与品」 貸与品は、第27条の規定により発注者から受注者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品が受注者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきことになる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p> <p>「工事用地等」 受注者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。受注者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとしている。撤去すべき物件の中には、受注者が自ら所有又は管理す</p>
--	--	--	--	---

					<p>るものだけでなく、かっこ書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、受注者は、下請負者との契約において、受注者が撤去できる旨を規定しておくことが、受注者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p> <p>「解除に伴う措置の期限、方法等」支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第55条の規定による解除の場合(受注者の帰責事由のある場合)には、発注者が定め、第56条又は第57条の規定により解除の場合(受注者の帰責事由がない場合)には、受注者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還、代品納入等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。また、物件の撤去、工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。受注者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。</p>
--	--	--	--	--	---